経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー対策課新エネルギー等電気利用推進室 パブリックコメント担当御中

「RPS法小委員会報告書(案)」に対する意見

「氏 名」(※団体としての意見です)

団体名:特定非営利活動法人 気候ネットワーク

担当者名:畑直之

「住 所] 〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305 号

[電話番号] 03-3263-9210

「FAX番号」03-3263-9463

[電子メールアドレス] tokyo@kikonet.org

「意見1]

・該当箇所:全般、特に「1. 趣旨」「2. 新たな利用目標量の設定に関する基本的な考え方」

• 意見内容:

現在政府において京都議定書目標達成計画(2005年4月閣議決定)の評価・見直しが行われているが、そこでは自然エネルギーの大幅導入に関する議論が欠如している。自然エネルギーの大幅導入は温暖化対策としても必要不可欠であり、自然エネルギー(新エネルギー)政策と温暖化政策の連携・整合を図ることを求める。従って、本報告書案も、温暖化対策としての自然エネルギーの大幅導入につながる内容に改めるべきである。

• 理由:

これまで、新エネ利用特措法 (RPS 法)を始めとする自然エネルギー (新エネルギー) 政策の目標期間・目標値などは、必ずしも京都議定書目標達成計画やその前身の地球温暖化対策推進大綱と整合性を持たず、見直しのタイミングなども異なってきた。今回 2014 年度までの目標値が低いまま決まってしまえば、従前と同様に、温暖化対策・政策の議論においてそれを動かすことが出来ずに足かせとなる恐れがある。そのようなことがないよう、温暖化対策としての自然エネルギーの大幅導入につながるものとすべきである。

「意見 2]

- ・該当箇所:全般、特に「2. 新たな利用目標量の設定に関する基本的な考え方」
- 意見内容:

RPS 法の現行制度は自然エネルギーの大幅拡大を促すものにはなっていないので、制度を抜本的に見直し、自然エネルギーの大幅拡大に資する制度、すなわち固定価格(ランニング補助)型の制度へ抜本転換することが必要である。従って、報告書には、制度に関する抜本的な見直しの検討を盛り込むべきである。

• 理由:

京都議定書の目標達成及び中長期の地球温暖化防止のためにも自然エネルギーの大幅拡大は必須であり、そのために効果的な政策・制度の早急な実施が求められている。

しかし、現行 RPS 法の制度が自然エネルギーの大幅拡大に資するものとなっていないことは明らかである。例えば、現行の 2010 年度の目標量・義務量とそれまでの各年度の義務量が著しく低いために、既に大量のバンキングが生じていることは、現行制度が、むしろ逆に自然エネルギーの伸びを押さえつける「天井」となってしまっていることを示している。

なお今回の報告書案の「3.」は「RPS法の制度改善」という項目名であるが、制度の大枠は現行のままであり、それでは全く不十分である。固定枠型の制度のあり方そのものを議論することが必須である。

「意見3]

- ・該当箇所:「3. RPS法の制度改善」の「(1) 太陽光発電の推進のための措置」(P.4~6)
- 意見内容:

太陽光発電に対しては、固定価格(ランニング補助)型で支援する何らかの制度を、政府(国)の責任で早急に導入すべきである。実質的な固定価格(ランニング補助)制度として今まで存在してきた電力会社の余剰電力購入メニューを「相互に独立の制度」として突き放すのではなく、現行の同メニューと同等以上の(具体的には、最低でも同メニューの価格以上の水準で購入する)公的な制度・仕組みの検討を記述すべきである。

理由:

報告書案では太陽光発電について、RPS相当量の「2倍カウント」を導入しつつ、余剰電力購入メニューを「相互に独立の制度」とした。

しかし仮に「2倍カウント」のみになって、実質的な固定価格(ランニング補助)制である余剰電力 購入メニューがなくなれば、太陽光発電が衰退することは火を見るより明らかである。

現行の余剰電力購入メニューについて、引き続き電力会社に一方的に依存したり、お願いしたり、押し付けたりするのは限界である。従って、政府(国)が責任を持って自身の政策として、太陽光発電に対する固定価格(ランニング補助)型で支援する制度を、早急に導入すべきである。

それなしで「相互に独立の制度」とする記述は、太陽光発電を衰退に追いやる危険性があり、政府審議会の記述としては極めて無責任である、撤回すべきである。

「意見4]

- ・該当箇所:「5. 平成26年度までの新エネルギー等電気利用目標量」(P.10)
- 意見内容:

本来は固定価格制(ランニング補助型)への抜本的な制度転換が最も望ましいが、固定枠型の RPS 制度を継続する場合は、目標量の大幅に引き上げと目標期間の長期化が必須である。

目標量は、諸外国と比較しても、また日本の必要性と可能性から考えても、明らかに小さすぎるので、 大幅に引き上げるべきである。なお、既に大量のバンキングが生じていることなどからして、現行の 2010 年度の目標量・義務量とそれまでの各年度の義務量は、著しく低いと言わざるを得ない。

具体的には、現行制度と同じ対象範囲なら、最低でも、2014 年度(平成 26 年度)に全体の 5%程度(約 500 億 kWh)、2020 年度に同 10%程度(約 1000 億 kWh)を掲げるべきである。

また、「8年後」(今回は2014年度)という目標期間が短すぎるために、自然エネルギー事業にリスクを与えている。事業リスク低減のため、最低でも15年程度先、出来れば20年先の目標値を定めるべきである。

理由:

案に示された 160 億 kWh という 2014 年度の利用目標量は、太陽光の 2 倍カウントと小水力・地熱の拡大分を差し引いて現行と同じ対象で見ると 142 億 kWh にすぎず、2010 年度の 122 億 kWh から微増という極めて消極的な数字と言わざるを得ない。

現在政府では京都議定書目標達成計画の評価・見直しが行われているが、地球温暖化対策としても、 自然エネルギーの大幅導入は必要不可欠であり、そのためにも目標値の大幅引き上げは必須である。

内外の自然エネルギー(再生可能エネルギー)の 2020 年の目標設定を見ると、EU20%(一次エネルギー)、ドイツ・イギリス 20%(電力)、カリフォルニア州 33%(電力)、東京都 20%程度などの数字が掲げられている。なお EU は、電力では 2020 年に 30%(2001 年 14%、2010 年 22%)となっている。これらを参考にして、地球温暖化問題やエネルギー安全保障を考え、日本も同程度の高水準で意欲的な目標を掲げてそれを目指すべきである。